

令和 7 年 5 月  
厚生労働省

オンライン資格確認が未導入の柔道整復師、はり師、きゅう師及び  
あん摩マッサージ指圧師の施術所等への対応について

本封書は、令和 7 年 3 月 24 日時点で、オンライン資格確認の利用申請をされていない施術所等に送付しております。既に利用申請がお済みの場合や、やむを得ない事由等に該当する場合には、ご容赦ください。

療養費の受領委任（以下「受領委任」という。）を行っている柔道整復師、はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術所等（以下「施術所等」という。）においては、令和 6 年 12 月 2 日から、患者の資格情報のみを確認できるオンライン資格確認の仕組み（資格確認限定型：簡素な資格確認の仕組み）の導入について、原則として義務化となっているところです。

今般お示しするオンライン資格確認が未導入の施術所等への対応について、十分ご了知の上、オンライン資格確認の速やかな導入を行うようお願いいたします。

記

令和 6 年 12 月 2 日より、健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行している。また、令和 7 年 12 月 2 日以降は原則として、患者が保有するマイナ保険証（健康保険証の利用登録を行ったマイナンバーカードをいう。以下同じ。）又は資格確認書のいずれかにより資格確認を行うこととなる。

こうした中、施術所等においてオンライン資格確認を導入していない場合には、マイナ保険証のみを持参した患者に対して、追加的に被保険者番号等を確認する必要が生じるなど、患者側、施術所等側双方に負担が生じることとなるため、まだ導入が完了していない場合には、やむを得ない事由等に該当する場合を除き、速やかにオンライン資格確認を導入されたい。

今後も、やむを得ない事由等に該当する場合を除き、オンライン資格確認が未導入の場合には、地方厚生（支）局長又は都道府県知事による集団指導に移行することとなり、さらに、集団指導を行ってもなお、オンライン資格確認が未導入の場合には、受領委任払いを行うことが中止となり得ることとなる旨申し添える。

【お問い合わせ先】

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

電話：03-3595-2174

E-mail: [suisin@mhlw.go.jp](mailto:suisin@mhlw.go.jp)

# オンライン資格確認の導入を速やかに行ってください

## ✓ 令和7年12月までにオンライン資格確認を導入してください

- 令和6年12月2日より、従来の健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しています。
- また、**令和7年12月2日以降**は原則として、**患者が保有するマイナ保険証か資格確認書のいずれかにより資格確認を行うこととなります。**
- オンライン資格確認を導入していない場合、マイナ保険証のみを持参した患者に対して追加で被保険者番号等を確認する必要があるなど、**患者側、施術所等側双方に負担が生じる**こととなるため、**まだ導入が完了していない場合にはオンライン資格確認の導入を速やかに行ってください。**

## ✓ 導入していない場合の今後の対応について

- 受領委任を行っている柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の施術所等において、**令和6年12月2日よりオンライン資格確認(資格確認限定型)の導入が原則義務化となっております。**
- 今後も未導入の状態が続く場合は、地方厚生(支)局長等による**集団指導に移行**します。
- さらに、**受領委任を行うことが中止**となる可能性があります。

## ✓ 導入の義務化の対象外となる「やむを得ない事由(場合)」について

- 以下の1から3までに記載した「やむを得ない事由(場合)」に該当する施術所等については、義務化の対象外となります。

### 1-1.【柔道整復師の施術所】

施術者が皆、高齡(注)により、オンライン資格確認によって療養費を受領する資格があることを確認することが困難な方である場合

### 1-2.【あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の施術所】

施術者が皆、高齡(注)又は視覚障害により、オンライン資格確認によって療養費を受領する資格があることを確認することが困難な方である場合

(注) 令和6年4月時点で、常勤の施術者が皆、70歳以上である場合。

「常勤」とは、原則として施術所において定められた施術者の勤務時間の全てを勤務する者を指す。

### 2. 令和7年12月2日までの廃止・休止に関する計画を定めている施術所である場合

### 3. 令和7年12月2日までに受領委任を行うことを中止する施術所である場合

施術所等向け総合ポータルサイトより併設申告を行い、主たる施術所等としてオンライン資格確認を導入している場合は、もう一方の従たる施術所等のオンライン資格確認の導入義務を果たしているものとみなします。

「やむを得ない事由(場合)」に該当し、令和7年1月24日に送付したアンケートに未回答の場合は、二次元コードより回答をお願いします。フォームからの回答が難しく、アンケート用紙がお手元にある場合は、記入のうえ郵送又はメールで返信してください。お手元にない場合は、施術所名、施術所所在地、登録記号番号、メールアドレス、上記の1から3のいずれに該当するかを郵送又はメールで返信してください。



< 郵送先 >

厚生労働省保険局医療介護連携政策課保険データ企画室  
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

< メールアドレス >

suisin@mhlw.go.jp

